



【参考】学校種別による報告先の違い（重大事態の発生報告） 根拠：法第29条-第32条 / 参考（p.51-64）

- 公立学校：当該地方公共団体の教育委員会を報告して、当該地方公共団体の長（法第30条1項）、地方公共団体の長等は、必要があるとするときとに西貢直を執行し西貢を行ったときはその結果を報告する（法第30条2項）。
- 公立大学附属学校：公立大学法人の代表役員は理事長を兼ねて、文部科学大臣に報告（法第30条1項）。●公立大学附属学校：公立大学法人の代表役員は理事長を兼ねて当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長に報告（法第30条2項の準用条項）。
- 私立学校：当該学校が所管する都道府県庁長に報告（法第31条1項）。●専修学校設置者が設置する学校：代表取締役又は代表役員を兼ねて、当該地方公共団体の長に報告（法第31条2項）。●私立大学：当該私立大学が都道府県庁長に報告（法第31条1項）。●私立大学：当該私立大学が都道府県庁長に報告（法第31条1項）。●私立大学：当該私立大学が都道府県庁長に報告（法第31条1項）。